

第19回 建築構造基準委員会・構造関係規定のあり方に関する検討会（第6回）合同会議
議事要旨

日時：令和4年5月20日（金）15:00～17:00
WEBシステムによる会議形式

1 開会

2 議事

（1）建築構造基準に係る告示改正案等について

- ①動的コーン貫入試験の地盤調査方法への追加について<審議>
（説明のみで特に質疑等はなし）

今後、国交省、国総研・建研において、基準化に向けた準備などの手続きを進めていくことが了承された。

（2）構造関係規定のあり方に関する検討について

- ①脱炭素社会に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律案について<報告>
（説明のみで特に質疑等はなし）

②ZEH等の新しい必要壁量の設定について<審議>

- ・荷重の実態に応じて算定した必要壁量により確かめるルートにおいて、最低壁量を設定するのか。
⇒検討が必要だが、少なくとも現行の壁量基準を下回ることがないようにする必要があると考えている。
- ・既存建築物の断熱改修や太陽光パネル設置によりZEH水準の性能に引き上げる場合に、必要壁量をチェックする仕組みをつくるのか。
⇒大規模修繕・模様替に該当する場合は建築確認の中でチェックすることになるが、該当しない場合は、チェックを推奨していきたいと考えている。
- ・太陽光パネルの設置は大規模修繕等に該当するのか。
⇒設置するのみであれば該当しないため、注意喚起が必要と考えている。
- ・ZEH水準の壁量を適用すべき建築物か否かをどのように判断するのか。
⇒建築確認審査の中で判断することになるが、省エネ基準の適合判定は申請側・審査側のわかりやすさの観点から省エネ適判ルート以外に仕様ルートを検討しており、ZEH水準の重量がある建築物を仕様で判断するためのメルクマールを整理する必要があると考えている。
- ・今回の内容は、ルート1の適用範囲を広げる高さの見直しによる影響は加味されていないという理解で良いか。
⇒お見込みのとおり。高さ見直しの影響は改正法施行時に反映することを想定している。

- ・必要壁量表に定める ZEH の数値により確かめる方法は、過剰に安全側になっていないか。
- ⇒簡便な代わりに安全側という考え方に沿って整理したもの。準耐力壁については現行の壁量表でも考慮しておらず、全体的に重めの組合せでも、過剰とまでは考えていない。
- ・荷重に応じた必要壁量の早見表だが、平屋より 2 階建ての 1 階の壁量の方が少なくなるといったことがないよう、Rf の適用範囲を設定する必要があるのではないか。
- ⇒Rf の適用範囲については、品確法における適用範囲を参考に検討する。
- ・荷重に応じた必要壁量の早見表についても、現行の壁量よりも結構重くなっている。早見表の精度について、引き続き検討いただきたい。
- ・長期優良住宅認定基準の見直しまでのスケジュールがかなりタイト。必要壁量は現行の等級 3 レベルということで何とかなると考えているが、柱の小径も変わるとなると 10 月までに対応することがかなり難しいため、必要壁量以外の部分についても実態に応じた対応を検討いただきたい。
- ・スケジュールがタイトなので、混乱がないようお願いしたい。構造計算ソフト対応も含め、本当に間に合うのか。
- ⇒基準見直し案をなるべく早くお示しするなど、極力混乱がないよう努める。

③併用構造の建築物における高さ等によって異なる構造計算ルート等の合理化について<審議>

- ・下部の層間変形角に対する上部の層間変形角が 15 倍以上であれば上部の応答が過大にならないとのことだが、ここで言う層間変形角は、例えば上部全体の平均値なのか、最大値なのか。
- ⇒上部、下部でそれぞれ一様であるとの前提で検証しているが、実際はそうではないので、今年度実物件を用いていくつかのケースで検証し、実態に近い設定方法を検討することとしている。
- ・スライド 4 のグラフの、現行 A i 分布よりも危険側の範囲について、剛性率等の F_s の割増でカバーできているのか。
- ⇒確認する。
- ・下層の剛性が上層部と比較して非常に大きい建築物の場合、下層の応答が卓越するモードは高次なので、時刻歴応答解析の際、剛性比例型で減衰を与えると下層の応答が過小になりがちなので注意した方がよい。
- ⇒レーリー減衰を採用しているのでそこまで過小評価していないと認識している。

(3) その他 <報告>

(説明のみで特に質疑等はなし)

3 閉会

以上